

公布された条例のあらまし

佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例（条例第2号）

- 1 第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、平成36年3月31日限り、その効力を失うこととした。